声明

中国電力によるスラップ訴訟の勝利的和解について

2016年8月30日

上関原発阻止被告団・弁護団

本日，山口地裁において，中国電力によるスラップ訴訟（恫喝訴訟）の和解が成立し，2009年12月に提訴されて以来6年8か月に及ぶ訴訟が終了しました。成立した和解は中国電力が被告ら4人に対する損害賠償請求権を全額放棄し，将来，埋立が再開された場合にも、被告らの表現行為を尊重するというもので，勝訴判決に匹敵する勝利的和解でした。

中国電力は，上関原発に反対して抗議行動に立ち上がった祝島島民を含む市民4人を被告にしてこの訴訟を提起し，4792万0320円という多額の賠償金の支払いを求めました。中国電力は、この訴訟でわたしたちの抗議行動を工事に対する妨害行為であると主張しておりました。それに対して，わたしたちは，抗議行動は暮らしや生命を守るために行った表現の自由に基づく正当な行為であって，この訴訟は上関原発反対の声を押し殺すことが目的のスラップ訴訟であると訴えて裁判を闘いました。

裁判を通じて，中国電力は、4人の具体的な行動がどのように工事を妨害したのか立証できませんでした。また被告らに請求した約4800万円もの「損害」が実際に発生していたのかどうかの根拠を示すこともできませんでした。この訴訟が、まさに反対運動を押さえつけるために提訴されたものに過ぎないことが明らかになり，さらに，裁判を重ねるごとに傍聴希望者や支援者が増える状況の中で，中国電力が賠償金の請求を放棄するという前提で和解条件が検討されてきました。

こうしたスラップ訴訟の特質とこれまでの裁判の経過を踏まえ，わたしたちは次の3つの目標を掲げて和解協議を闘いました。

1　賠償金の支払い請求を全額放棄させる。
2　裁判対応の負担を早期に終わらせる。
3　上関原発反対運動における正当な表現行為を守る。

この3つの目標に照らして，本日の和解は次のような内容になっています。

第1の賠償金については，中国電力に損害賠償請求権を全額放棄させました。

第2の裁判対応の負担については，判決だとどういう結論になろうと高裁，最高裁と裁判が続きます。しかし、和解の場合，裁判は終了しますので，これ以上の裁判対応は不要です。

第3の今後の上関原発反対運動については，中国電力はわたしたちが「一切の表現行動について・・・何らの制約を受けないことを相互に確認する。」と認めざるをえませんでした。逆に，わたしたち反対運動の側は、法律を守って行動するという法治国家における当然のことを確認しただけで，反対運動は何らの制約を受けませんでした。

わたしたちがこの和解を勝訴判決に匹敵する勝利的和解だと評価するのは，こうした理由からです。

一方、上関原発建設に向け，中国電力は山口県知事に対し，埋立期限の延長を申請していましたが，先日，山口県知事は，上関原発が建設可能になるかどうか不透明であるにもかかわらず，不当にも中国電力の申請を認め，埋立期限を延長しました。

福島原発事故の悲惨な歴史的経験にもかかわらず，国は相変わらず原発政策を推進しようとしています。停止中の原発再稼働ばかりか，上関原発の新設についても国は計画の中止を明言していません。そうした中で，山口県知事が，今回，埋立期限延長を認めたことに対して，わたしたちは最大限の抗議をします。原発の危険性は3．11の原発事故で現実のものとなったのであり，原発の新設を前提とした埋立を許す余地はありません。

わたしたちは本日の勝利的和解の成果を踏まえ，上関原発計画を正式に中止させ，国の原発推進政策を転換させるまで闘い続けます。また、同じようなスラップ訴訟が起こされないように尽力します。

みなさま方の，これまでと変わらぬご支援，ご協力を心からお願いいたします。　　以上

中国電力によるスラップ訴訟　経過

＜平成２１年＞

１２月１５日　原告中電が損害賠償訴訟を提起〔岩国支部〕　■原告訴状

＜平成２２年＞

２月２５日　第１回口頭弁論　☆被告ら答弁書擬制陳述

５月１３日　第２回口頭弁論　☆被告ら第１準備書面＋求釈明陳述

⇒*被告清水さん意見陳述、小沢弁護団長意見陳述*

６月２４日　進行協議（１）

７月２２日　第３回口頭弁論　＋進行協議（２）

⇒*被告原さん意見陳述、堀代理人意見陳述*

９月９日　第４回口頭弁論、⇒*被告橋本さん意見陳述*

１１月１１日　第５回口頭弁論、＋進行協議（３）　⇒*被告岡田さん意見陳述*

１２月９日　進行協議期日（４）■原告準備書面１

＜平成２３年＞

３月１０日　進行協議期日（５）☆被告ら第２準備書面（釈明）

４月２８日　弁論準備手続期日　■原告準備書面２

１２月２０日　第６回口頭弁論〔山口本庁へ移送後第１回〕☆被告ら第３準備書面

⇒*被告清水さん意見陳述、小沢弁護団長意見陳述*

＜平成２４年＞

４月１１日　第７回口頭弁論　■原告準備書面３　⇒*被告原さん意見陳述*

７月１８日　第８回口頭弁論　☆求釈明申立書■原告準備書面４

⇒*被告橋本さん意見陳述*

１０月１７日　第９回口頭弁論＋進行協議

☆被告ら第４準備書面（求釈明）■原告準備書面５

⇒*被告岡田さん意見陳述*

＜平成２５年＞

１月１６日　進行協議期日

３月１３日　第１０回口頭弁論　■原告準備書面６　⇒*被告原さん意見陳述*

５月１５日　　第１１回口頭弁論　☆被告ら第５準備書面　⇒被告清水さん意見陳述

７月１７日　　第１２回口頭弁論　■原告準備書面７

１０月１日　　第１３回口頭弁論　☆被告ら第６準備書面

１２月１０日　第１４回口頭弁論＋進行協議（山本善彦裁判長和解打診）■原告準備書面８

＜平成２６年＞

２月４日　　進行協議期日

３月２５日　　進行協議（山口県の延長判断まち）

※　山口県知事は５月に延長許可判断の先延ばし

７月２３日　　進行協議（裁判長交代・桑原直子裁判長）

１０月２２日　第１５回口頭弁論＋進行協議　意見陳述

■原告準備書面９、☆被告ら第７準備書面

＜平成２７年＞

１月２７日　　第１６回口頭弁論　小沢弁護団長、清水さん及び岡田さん意見陳述

６月１０日　　第１７回口頭弁論　証人尋問　清水さん、原さん／　■原告準備書面 10

７月１日　　第１８回口頭弁論　証人尋問　橋本さん、岡田さん

７月３１日　　進行協議期日

９月１８日　　進行協議期日

１１月４日　　進行協議期日　　裁判所１０月和解案の検討

＜平成２８年＞

１月１３日　　進行協議期日

３月２５日　　進行講義期日　　裁判所３月和解案の検討

５月３１日　　進行協議期日

７月２５日　　進行協議期日　　裁判所６月和解案の検討、おおむね合意

※　８月３日山口県知事　延長許可

８月３０日　　和解予定

以上

和解内容の骨子

２０１６．８．３０被告ら弁護団

１項

名 宛 人；被告４名
対　　象；「平成２０年１０月２２日許可の公有水面埋立免許」の施工区域
条　　件；中国電力が適法に工事を再開したとき
禁止行為１；①本件施工区域の陸域に立ち入ること（町道除く）
②海上交通三法に違反し、関係船舶（中国電力、工事受注者とその下請人）の航行を妨害すること
禁止行為２；第三者に対し上記行為を積極的に促し、扇動すること

２項

名 宛 人；被告岡田さんのみ。工事再開後は、岡田さんも下記の行為をしない。
禁止行為；１３号仮処分（島民の会と清水、橋本、原ら３９名が対象）の禁止行為
⇒　別紙の海域へ漁船等を進入・係留すること、
同水面において工事船舶や施設へ接近・接触・侵入すること
等、中国電力による同海域の使用を妨害する一切の行為
（※ちなみに、島民の会らは、違反すると一日５００万円の間接強制）

３項

上記１項の禁止に違反したら、違反行為した被告は、連帯して一日１００万円

４項

原告中国電力は、被告らに対する損害賠償請求債権を、いずれも放棄する。

５項

被告らが、１項、２項の不作為義務や、原告又はその関係者の権利または法律上保護された利益を侵害しない限り、
被告らは自己の一切の表現行動について原告またはその関係者との関係において一切の制約を受けない。

６項

本件に関して、本和解条項に定める以外に債権・債務はない。

７項

訴訟費用は各自の負担。

以上

別紙図面

（縮尺1：7，150）

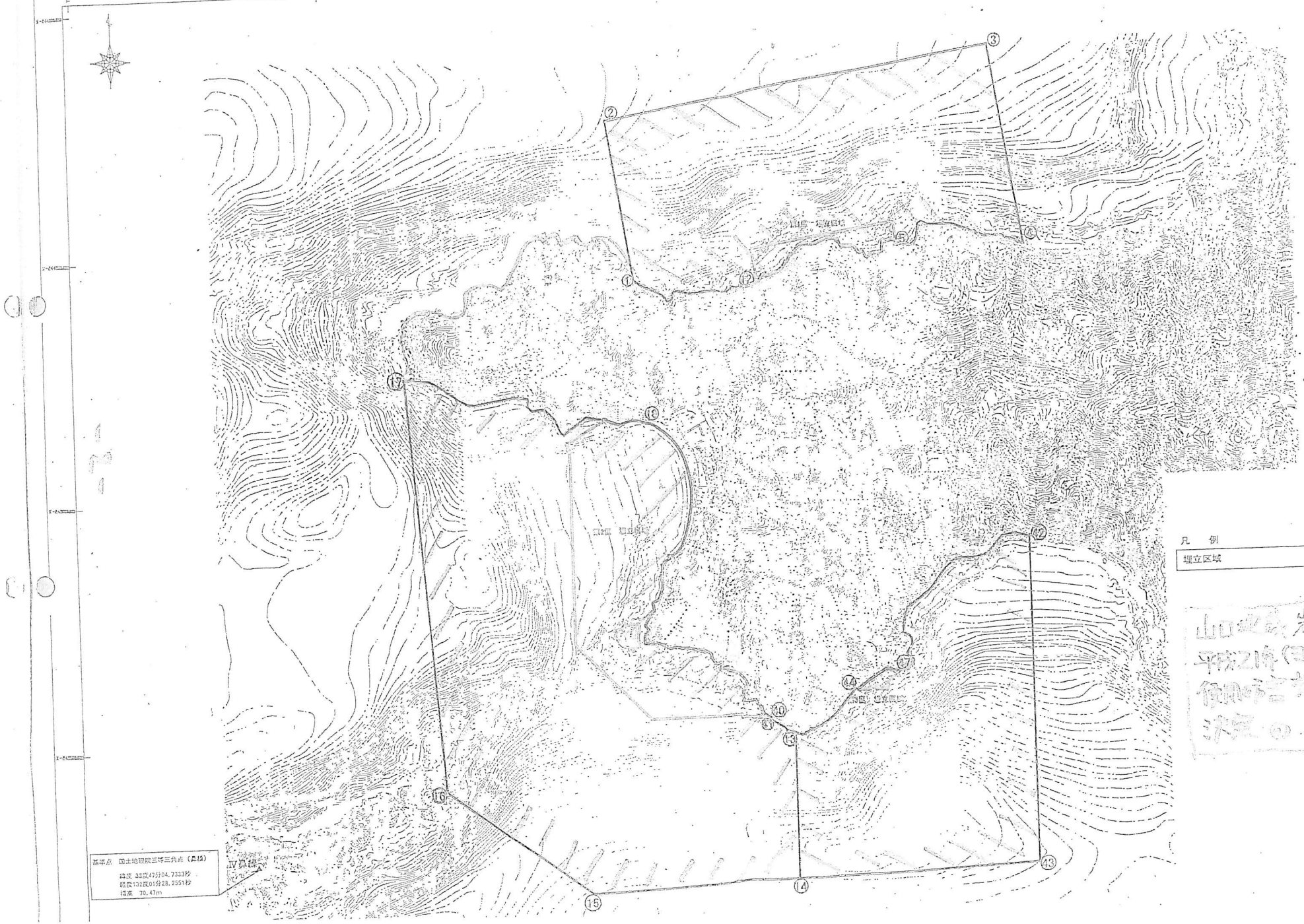

山口地裁岩国支部
平成2年(ヨ)第13号
仮処分申立事件
決定の図面

２０１６年8月３０日

山口県知事　村岡嗣政　殿

上関原発阻止被告団
清　水　敏　保
橋　本　久　男
原　　康　司
岡　田　和　樹
同弁護団 弁護団長
弁護士　小　沢　秀　造

上関原発計画予定地の公有水面埋立免許延長許可の即時撤回を求める申し入れ

私たち４名は、２００９年１１月、他の多くの市民とともに中国電力株式会社による上関原発計画予定地埋立に反対する抗議行動をしたところ、翌１２月に同社から突如として約４８００万円の損害賠償請求訴訟を提起され、被告とされました。

中国電力株式会社のこの訴訟は、市民の正当な表現の自由を押し殺すためのスラップ訴訟（Strategic Lawsuit Against Public Participation）であり、私たちは６年８か月にわたって、合計３３回も裁判所に出頭し、私たちのみならず国民の表現の自由を守るため、多くの労力を費やして闘ってきました。

その結果、本日、山口地方裁判所において、中国電力による損害賠償請求の全額を放棄させる勝利的和解を勝ち取りました。

私たちは、これからも、上関原発建設計画を正式に中止させるまで、私たちの表現の自由を行使し、あらゆる場面で市民としての抗議運動を続けます。

その第一歩として、貴職が本年８月３日に行った中国電力株式会社に対する公有水面埋立免許の延長許可を撤回し、不許可とすることを求めます。

そもそも今回の延長許可には何ら正当理由がなく、県民の安全・安心を守り、上関の貴重な自然を守ることこそが知事の職責のはずだからです。

以上の次第で、本日の私たちの勝利的和解の報告集会にご参集いただいた多くの市民の皆様方とともに、私たちは、上記のとおり、貴職に対し申し入れをいたします。

以上